

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合日本海地方本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 4 年 7 月 1 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

夏季一時金

令和 4 年 6 月 20 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別 記

株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、リンコー港運倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社、直江津海陸運送株式会社（以上、新潟県）、伏木海陸運送株式会社、丸共シーランド株式会社、伏木貨物自動車株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、北陸太平洋物流株式会社、F K K エンジニアリング株式会社、日本海産業株式会社、一般社団法人全日検北陸事業所伏木富山事務所（以上、富山県）、七尾海陸運送株式会社、一般社団法人全

日検北陸事業所七尾現業所、一般社団法人全日検北陸事業所金沢事務所（以上、石川県）、敦賀海陸運輸株式会社、一般社団法人全日検北陸事業所敦賀事務所（以上、福井県）、飯野港運株式会社、一般社団法人全日検北陸事業所舞鶴現業所（以上、京都府）、境港海陸運送株式会社（鳥取県）